

子どもだけで家で過ごすことは 危険がいっぱい

令和6年12月、北海道札幌市で
小学生の息子を自宅に一人置き去り...
保護責任者遺棄致傷容疑で保護者は
逮捕...

自宅放置された小学生は、
脱水と低血糖で全治 1 週間

「ちょっとだから」と思って、子どもを置
いて外出した時の、アパートやマンション
からの転落事故... 悔やみきれません

車内置き去り*は 命の危険

“ちょっとだけ”“クーラーをつけていたから大丈夫”はダメ！！

クーラーをつけていても、子どもが寝ていたとしても、子どもを車内に残したまま車から離れることは、子どもの命を脅かす危険な行為です。

※車内置き去りは、保護責任者遺棄罪(刑法 218 条)になります

乳幼児・子どもだけを家に残して外出する、自動車の中に放置する、
食事を十分に与えない等は、児童虐待(ネグレクト)です。